

YY！ターン支援交通費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議（以下、「県民会議」という。）が行う、YY！ターン支援交通費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この補助金は、山口県外に在住する移住希望者が山口県を訪れる際の交通費を補助することにより、山口県及び移住希望地域に関する理解を深め、もって、山口県への移住・定住を促進することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 移住希望者

山口県内への移住を希望、若しくは検討している個人をいう。

(2) 移住活動

移住希望者による山口県内での移住の実現に向けた行為をいう。

(3) 補助事業

補助金の交付の対象となる移住活動をいう。

(4) 補助事業者

補助事業を行う者をいう。

(交付の対象)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、山口県外に居住する移住希望者とする。

2 補助金の交付の対象となる移住活動は、別表第1に定めるとおりとする。

3 補助金の交付の対象となる経費は、次に定めるとおりとする。

補助金の交付の対象となる経費
① 移住活動のための居住地から山口県内への往復交通費（居住地から最初の県内到着地及び最後の県内出発地から居住地までの交通費で公共交通機関（タクシーを除く）を利用した実費に限る。）
② 福岡県内在住者に限り、居住地から山口県内への移動に係る往復の高速道路利用料（実費に限る。）

4 補助金額は、別表第2のとおり定める基準額を上限とする。ただし、補助対象経費が基準額を下回った場合は、その額を補助金額とする。

5 前項の経費に対し、他の補助金等を受けている場合又は受ける予定の場合は、交付の対象としないものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、県民会議会長（以下、「会長」という。）が別に定める期日までに、別記第1号様式の交付申請書を提出しなければならない。

2 複数の移住希望者が同一の移住活動を行った場合においては、交付の申請は、同居の移住希望者に限り、一括して行うことができる。

(補助金の交付の決定)

第6条 会長は、前条第1項の交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付の決定をする。

2 会長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項を修正して補助金の交付の決定をすることができる。

3 会長は、第一項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができます。

(決定の通知)

第7条 会長は、前条第一項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、別記第2号様式により、その決定の内容及びこれに付された条件を通知する。

(補助金の請求及び交付)

第8条 補助事業者は、前条の規定による通知に基づき、別記第3号様式の補助金請求書を会長に提出するものとする。

2 補助金は、精算払により交付する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第4条第2項関係）

区分	備考
1 移住に関するツアーやセミナー、フェア、その他のイベント	会長が別に定める要件を満たすものに限る。
2 暮らし体験、下見等	同上
3 就職面接、就農林漁業面接	同上

別表第2（第4条第4項関係）

圏域	都道府県	基準額
北海道	北海道	3万円
東北圏	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県	3万円
首都圏	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県	2万円
北陸圏	富山県、石川県、福井県	1万5千円
中部圏	長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	1万5千円
近畿圏	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山县	1万円
中国圏	鳥取県、島根県、岡山県、広島県	5千円
四国圏	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	1万円
九州圏	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	5千円
沖縄県	沖縄県	1万円